

電子証明書のご案内

1. 電子証明書の利用（搭載不要の選択により、①あるいは②が入っていない方もいます）

- ① 署名用電子証明書（例：e-Tax 等の税の電子申請、マイナ免許証利用など）
インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。
暗証番号は6～16桁の英数字です。
- ② 利用者証明用電子証明書（例：マイナ保険証利用、マイナポータルへのログインなど）
インターネットサイト等にログインする際に利用します。
暗証番号は4桁の数字です。

スマートフォンに「マイナポータル」というアプリをダウンロードし、①や②の暗証番号を使用することで、保険資格情報等の閲覧や、オンラインで転出届を提出する機能を利用できます。

税の電子申請などをご自宅のパソコンから利用する際には、次の準備が必要です。

詳しくは、同封の「電子申請・申告スタートアップガイド」をご覧ください。

（ア）パソコンに「利用者クライアントソフト」（※1）および（イ）のドライバをインストール

（イ）動作確認済みとして掲載されている IC カードリーダライタを用意し、パソコンに接続

※1 公的個人認証サービスポータルサイト（<http://www.jpki.go.jp/>）において無料でダウンロードできます。

2. 暗証番号の変更等

- ① 電子証明書は、マイナンバー（個人番号）カードをスマートフォンや IC カードリーダライタにセットし、あらかじめ設定した暗証番号を入力することで利用できます。暗証番号については、マイナポータルのアプリや上記※1のソフト等を利用して定期的に変更することをお勧めします。
- ② 署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回、暗証番号を連続して誤ると電子証明書が利用できなくなりますので、注意してください。ロックの解除は市役所市民課の窓口または行政サービスセンターにて手続きする必要があります。

3. 署名用電子証明書の引越等に伴う失効

署名用電子証明書は、氏名・住所等を記載事項としています。そのため、引越や戸籍の届出等により氏名・住所等に変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載事項に変更が生じることから自動的に失効します。転入届や戸籍の届出等の提出の際にあわせて、市民課の窓口または行政サービスセンターにて新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、氏名、住所等を記載事項としないことから、引越や戸籍の届出等によっても失効しません。

4. 電子証明書の有効期間

- 原則として発行日後 5 回目の誕生日まで
- 外国籍の方で在留期間満了日が上記に満たない場合は、在留期間満了日まで

ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れます。

なお、有効期間についてはカードのおもて面に記載する欄がありますので、お忘れにならないようにご自身でご記入いただくか、市区町村の職員に記入をご依頼ください。

電子証明書は、有効期間の満了の3ヶ月前より更新を行うことができます。在留期間の定めがある方を除き、更新可能な期間になると有効期限通知書が郵送されますので、市役所市民課または行政サービスセンターにマイナンバーカードを持参し、更新してください。

5. 電子証明書の機能の一時保留

マイナンバーカードを紛失等で一時停止した場合、電子証明書の機能も一時保留します。

詳しくは同封の「マイナンバーカードのご案内」をご覧ください。

なお、電子証明書の一時保留後にカードが見つかった場合、市役所市民課または行政サービスセンターで、マイナンバーカードの一時停止解除と電子証明書の手続きが必要です。

6. 電子証明書の自発的な利用取りやめまたは一時保留後の失効

電子証明書の利用取りやめをご希望される場合、および一時保留後の失効をご希望される場合には、電子証明書の失効を市役所市民課または行政サービスセンターの窓口で申請してください。

7. その他

以上のほか、電子証明書の利用に関する情報は、公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp/>) に掲載していますので、ご参照ください。

【お問い合わせ】

我孫子市役所市民課 マイナンバーカード係

電話：04-7185-1111（代表）